

22建企第253号
平成22年 8月 2日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会
長崎県電気工事業工業組合

様

長崎県土木部長
(公印省略)

長崎県設計図書等有料頒布要領等の一部改正について

標記件名につきまして、一部改正しましたので通知します。
つきましては、貴下会員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 改正理由

入札参加者のうち、設計図書等を入札公告又は入札執行通知に示す期間内及び方法により入手していない者及び入手した設計図書等を当該建設工事の他の入札参加者へ渡している者がいる。

一部の入札参加者のこのような行為は、談合の疑いを抱かせる行為であり、適切に設計図書等を入手及び使用している他の入札参加者に不公平感を持たせている。

当該要領における入札の無効は、設計図書等を入札公告又は入札執行通知書に示す期間内及び方法により入手していない者が行った入札のみであるが、談合の疑いを抱かせる行為の防止及び入札参加者の不公平感の解消のため、入手した設計図書等を当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供した者が行った入札についても「無効」とする規定を設けた。

2. 添付書類

- ・長崎県設計図書等有料頒布要領及び新旧対照表
- ・総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書
- ・総合評価落札方式（簡易型）入札公告共通事項書
- ・総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書

長崎県設計図書等有料頒布要領

(目的)

第1条 長崎県が発注する建設工事の入札手続きの一層の透明性、公平性を高めるとともに、入札事務の効率化を図る事を目的に、設計図書、参考資料、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の有料頒布に関して、必要な事項を定めるものとする。

(頒布対象)

第2条 この要領に定める設計図書等の有料頒布の対象は、長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部(以下「関係部」という。)並びにその関係部が所管する地方機関(振興局を含む。)が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)における競争入札のうち、次表によるものとする。ただし、競争参加資格委員会において定める場合は、この限りではない。

工事の種類	設計金額
土木一式工事 は装工事 とび・土工・コンクリート工事 その他の工事	1,000万円以上
建築一式工事	2,000万円以上
電気工事 管工事	1,500万円以上

(頒布対象者)

第3条 前条の建設工事において、入札参加を希望する者及び指名業者(以下「入札参加者」という。)とする。

(頒布内容)

第4条 有料頒布については、当該建設工事に必要な設計図書等とする。

(頒布方法)

第5条 長崎県と(財)長崎県建設技術研究センターは、設計図書等の有料頒布業務に係る協定を締結し、設計図書等の頒布(送付を含む)業務を行うものとする。

(頒布期間)

第6条 設計図書等の頒布期間は、以下の期間頒布するものとする。

- (1) 一般競争入札にあっては、公告日から入札書投函開始日の前日17時までとする。

- (2) 指名競争入札にあっては、入札執行通知日から入札書投函開始日の前日17時までとする。

(入手先及び設計図書等の使用等)

第7条 入札参加者は、設計図書等を(財)長崎県建設技術研究センターで購入するものとする

2 購入した設計図書等は、当該建設工事の見積以外に使用してはならない。ただし、当該建設工事を落札し、契約を締結する場合においては、この限りではない。

3 購入した設計図書等の使用については、前項の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全部又は一部を、開札前に当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。ただし、共同企業体による入札で当該共同企業体の構成員間においては、この限りではない。

(2) 全部又は一部を、開札前に第三者を介して当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。

4 購入した設計図書等は、入札終了後は入札参加者の責任において、管理するものとする。

(入手方法)

第8条 入札参加者は、公告及び入札執行通知書で設計図書等の入手方法が(財)長崎県建設技術研究センターより入手するとされている場合は、以下の方法により設計図書等を入手するものとする。

(1) 入札参加者は、(財)長崎県建設技術研究センターに会員登録を行い、長崎県建設工事設計図書等配布システムからダウンロードにより入手するものとする。ただし、これによりがたい場合は、設計図書等のデータが記録されたCDを長崎県建設工事設計図書等配布システムから申込みを行い入手することができる。

(2) 設計図書等の入手代金は、(財)長崎県建設技術研究センターに支払うものとする。

(入手後)

第9条 設計図書等の入手代金は、入札参加者が1者により入札執行を中止した場合、競争参加資格確認審査の結果により資格がないとされた場合、入札を辞退した場合、入札に参加する資格を取り消された場合及び入札の結果落札者となり得なかった場合等にかかわらず原則購入者の負担として返還しないものとする。ただし、発注者の責により入札を中止した場合については、この限りではない。

(入札の無効)

第10条 入札参加者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の行った入札は無効

とする。

(1) 設計図書等を第6条各号及び第8条各号に規定する期間内及び方法により入手していない者。ただし、共同企業体により入札を行う者は、当該共同企業体のいずれかの構成員が設計図書等入手した場合はこの限りではない。

(2) 第7条第3項各号の規定に違反した者。

第10条の2 前条各号の規定に基づき無効となる入札参加者がある場合は、別に定めるところにより対応するものとする。

2 当該建設工事が、長崎県談合情報等対応マニュアル(平成15年6月20日、15監第150号。以下同じ。)に該当する場合は、前項の規定に係わらず長崎県談合情報等対応マニュアルにより対応するものとする。

(発注者の責による入札の中止)

第11条 設計図書等の購入後に発注者の責により入札が中止となった場合は、以下に記載する方法により設計図書等を無料で再頒布若しくは入手代金を返還するものとし、その手続きについては別添1によるものとする。

(1) 一般競争入札について

- ① 入札中止公告に、長崎県設計図書有料頒布要領に基づき設計図書等を再頒布する又はしない旨の記載を行う。
- ② 入札中止公告案件の設計図書等をダウンロードした者で、再公告を行った際に、再度の入札に参加を希望する者は、再公告に関する設計図書等を無料でダウンロードできるものとする。
- ③ 入札中止公告案件の設計図書等をCDにより入手した者で、再公告を行った際に、再度の入札に参加を希望する者は、再公告に関する設計図書等のデータが記録されたCDを無料で入手できるものとする。また、その入手方法については、再公告日以降に(財)長崎県建設技術研究センターより無料で送付されるものとする。
- ④ 入札中止公告案件の設計図書等を入手した者で、再公告の入札参加を希望しない者は、再公告に記載される競争参加資格確認申請書(事後審査については競争参加資格確認届出書)提出期限までに発注者に対して、入札中止公告案件の設計図書等の入手代金の返還を申し出ること。ただし、既に再公告案件の設計図書等をダウンロードした者(CDの送付を受けた者)からの入手代金の返還には応じないものとする。

(2) 指名競争入札について

- ① 入札中止通知書に、長崎県設計図書有料頒布要領に基づき設計図書等を再頒布する又はしない旨の通知を行う。
- ② 入札中止案件の設計図書等をダウンロードした者で、再度の指名を受けた者は、再入札に関する設計図書等を無料でダウンロードできるものとする。
- ③ 入札中止案件の設計図書等をCDにより入手した者で、再度の指名を受けた

者は、再入札に関する設計図書等のデータが記録されたCDを無料で入手できるものとする。また、その入手方法については、再度の入札執行通知日以降に(財)長崎県建設技術研究センターより無料で送付されるものとする。

- ④ 入札中止案件の設計図書等を入手した者で、再度指名を受けない者は、入札中止案件の設計図書等の入手代金のした費用の返還を申し出ること。ただし、既に再度の入札案件の設計図書等をダウンロードした者(CDの送付を受けた者)からの入手代金の返還には応じないものとする。

(3) 前各号以外の手代金の返還対象者

- ① 再度の公告において、競争参加資格の条件が変更となり入札参加が不可能となった者とする。ただし、既に再公告案件の設計図書等をダウンロードした者(CDの送付を受けた者)からの入手代金の返還には応じないものとする。

(発注者の責による場合の具体例)

第12条 発注者の責による入札の中止の具体例については、以下の例示による。

- (1) 配布した設計図書等に誤りがあり、入札を中止する場合
- (2) 指名競争入札において、本来指名すべきでない者を指名した場合
- (3) 入札公告に、長崎県議会の繰越に係る議決を得られなかったときに入札を取り止める旨の記載があり、繰越しに係る議決を得られずに入札を取り止める場合
- (4) その他、発注者が認める場合

附 則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。(平成22年3月10日21建企第701号)

この要領は、平成22年5月24日から施行する。(平成22年5月24日22建企第127号)

この要領は、平成22年8月5日から施行する。(平成22年8月2日22建企第253号)

改 正 後	改 正 前								
第1条 略 (頒布対象) 第2条 この要領に定める設計図書等有料頒布の対象は、長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）並びにその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における競争入札のうち、次表によるものとする。ただし、競争参加資格委員会において定める場合は、この限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th><th>設計金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 ほ装工事 その他の工事</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr> <td>建築一式工事</td><td>2,000万円以上</td></tr> <tr> <td>電気工事 管工事</td><td>1,500万円以上</td></tr> </tbody> </table>	工事の種類	設計金額	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 ほ装工事 その他の工事	1,000万円以上	建築一式工事	2,000万円以上	電気工事 管工事	1,500万円以上	第1条 略 (頒布対象) 第2条 この要領に定める設計図書等有料頒布の対象は、長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）並びにその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する工事で以下によるものとする。ただし、競争参加資格委員会において定める場合は、この限りではない。 (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における競争入札のうち、設計金額が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事及びその他の工事は1,000万円以上、建築一式工事は2,000万円以上、電気工事及び管工事は1,500万円以上をいう。
工事の種類	設計金額								
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 ほ装工事 その他の工事	1,000万円以上								
建築一式工事	2,000万円以上								
電気工事 管工事	1,500万円以上								
第3条～第6条 略 (入手先及び設計図書等の使用等) 第7条 入札参加者は、設計図書等を（財）長崎県建設技術研究センターで購入するものとする。 2 購入した設計図書等は、当該建設工事の見積以外に使用してはならない。ただし、当該建設工事を落札し、契約を締結する場合には、この限りではない。	第3条～第6条 略 (入手先及び設計図書等の管理) 第7条 入札参加者は、設計図書等を（財）長崎県建設技術研究センターで購入するものとし、購入した設計図書等の管理については、以下に示すとおりとする。 (1) 設計図書等を対象工事の見積以外に使用してはならない。ただし、対象工事等を落札し、契約を締結する場合には、この限りではない。								

3. 購入した設計図書等の使用については、前項の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全部又は一部を、開札前に当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。ただし、共同企業体による入札で当該共同企業体の構成員間においては、この限りではない。

(2) 全部又は一部を、開札前に第三者を介して当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供してはならない。

4. 購入した設計図書等は、入札終了後は入札参加者の責任において、管理するものとする。

第8条及び第9条 略

(入札の無効)

第10条 入札参加者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の行った入札は無効とする。

(1) 設計図書等を第6条各号及び第8条各号に規定する期間内及び方法により入手していない者。ただし、共同企業体により入札を行う者で、当該共同企業体のいずれかの構成員が設計図書等入手した場合はこの限りではない。

(2) 第7条第3項各号の規定に違反した者。

第10条の2 前条各号の規定に基づき無効となる入札参加者がある場合は、別に定めるところにより対応するものとする。

2. 当該建設工事が、長崎県談合情報等対応マニュアル（平成15年6月20日、15監第150号。以下同じ）に該当する場合は、前項の規定に係わらず長崎県談合情報等対応マニュアルにより対応するものとする。

第11条及び第12条 略

(2) 設計図書等を購入後に他に渡してはならない。

(3) 入札終了後は入札参加者の責任において、管理するものとする。

第8条及び第9条 略

(入札の無効)

第10条 設計図書等を公告及び入札執行通知書に示す期間内及び方法により入手していない者が行った入札は無効とする。ただし、共同企業体により入札を行う者は、構成員のいずれかの者が設計図書等入手した場合はこの限りでない。

第11条及び第12条 略

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 19 年 18 監第 467 号。以下「試行要領（特別簡易型）」という。）に規定する総合評価落札方式（特別簡易型）について適用する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する長崎県建設工事入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 試行要領（特別簡易型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 落札決定までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。

b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

（※エ～キについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。）

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

 a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

 b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(3) 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、長崎県建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札要綱」という。）第 4 条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、電子入札要綱第 7 条第 2 項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

ただし、電子入札要綱第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合を除く。

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 同一の入札において 2 名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員 2 名までとする。

(3) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式 第 2 号（その 1））、共同企業体を対象とした工事の場合は（その 2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式 1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

オ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第 3 号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第 4 号）及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

 a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

 b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

※ カ及びキについて、配置予定技術者を 2 名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

- a 認証取得の登録証の写し
- b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類
- c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

コ 上記アからコのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表（試行要領（特別簡易型） 様式1号）

イ 配置予定技術者の能力（試行要領（特別簡易型） 様式3号）

※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ウ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4-1号）

エ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4-2号）

オ 地域精通度（試行要領（特別簡易型） 様式5号）

カ 地域貢献度・安全管理（試行要領（特別簡易型） 様式6号）

キ 上記アからキのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙のうち1部（写し）は受付後返却する。

イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

② 電子入札対象工事の場合

ア 申請書等

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。

イ 技術資料

a 技術資料は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。

b 持参による提出の場合、紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙うち1部（写し）は受付後返却する。

c 郵送による提出の場合、紙による提出部数は1部（原本）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とする。

ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

③ 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

イ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

オ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 最低制限価格

設定する

8 入札方法等

(1) 紙入札対象工事の場合

- ① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。
- ② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- ③ 入札に際しては、競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
- ④ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- ⑤ 工事費内訳書は、入札書の投函時に提出すること。
- ⑥ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

(2) 電子入札対象工事の場合

- ① 入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。
なお、開札に立ち会う者は競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。
- ③ 次に掲げる場合に限り、17の（5）により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。
ア 適正に利用者登録を完了している者の IC カード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他の IC カード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間に変更前の IC カードによる電子入札への参加は可能とする。
イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき
- ④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び9に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札執行回数は 1 回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額

（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）。

- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ④ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑤ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑦ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑧ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。

ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

11 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。
- (14) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (15) 4（2）アからカに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、その書類に記載が全くない場合または虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (16) 技術資料（様式1号）に記名、押印がない場合。

12 虚偽記載があった場合の措置

4に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号）に基づき指名停止となる場合がある。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。
- (2) 落札者決定に反映された技術資料について、履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) 請負代金額が1千万円未満の工事に係る工期途中における請負代金額の一部支払いについては部分払のみとし、その回数は前項のイを準用する。

16 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の確保

以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、「配置する」を誓約した場合。

イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、「誓約する」を誓約した場合。

さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

(2) その他

発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

17 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。
- (3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告2の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。
- (4) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び建設工事執行規則及び長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領の定めるところによる。
- (5) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する申請書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して3日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第4号）に8の（2）の③のアに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

総合評価落札方式（簡易型）入札公告共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成19年18監第467号。以下「試行 要領（簡易型）」という。）に規定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、一般競争入札により実施するものについて適用する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

（1） 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第7条第1項に規定する長崎県建設工事入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 試行要領（簡易型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 申請書の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成20年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が65点未満の通知を受けた者が以下の期間（65点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

a 工事成績60点以上65点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から30日間の全部又は一部。

b 工事成績60点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から60日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

（※エ～キについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。）

（2） 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

 a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後3か月以上

 b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

- (3) 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前2項を満たし、かつ、長崎県建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札要綱」という。）第4条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前2項を満たし、かつ、電子入札要綱第7条第2項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。
- ただし、電子入札要綱第28条第2項第1号に該当する場合を除く。

3 配置予定技術者の取扱い

- (1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。
- (2) 同一の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。
- (3) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式第2号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

オ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第3号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

 a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

 b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

※ カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

- a 認証取得の登録証の写し
 - b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類
 - c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類
- ※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

コ 上記アからコのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

- ア 技術資料総括表（試行要領（簡易型） 様式1号）
 - イ 簡易な施工計画（試行要領（簡易型） 様式2号）
 - ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（簡易型） 様式3号）
- ※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。
- エ 企業の施工能力（試行要領（簡易型） 様式4-1号）
 - オ 企業の施工能力（試行要領（簡易型） 様式4-2号）
 - カ 地域精通度（試行要領（簡易型） 様式5号）
 - キ 地域貢献度・安全管理（試行要領（簡易型） 様式6号）
 - ク 上記アからキのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙のうち1部（写し）は受付後返却する。

イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

② 電子入札対象工事の場合

ア 申請書等

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。

イ 技術資料

a 技術資料は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。

b 持参による提出の場合、紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙うち1部（写し）は受付後返却する。

c 郵送による提出の場合、紙による提出部数は1部（原本）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とする。

ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

③ 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

イ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

オ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 最低制限価格

設定する

8 入札方法等

(1) 紙入札対象工事の場合

- ① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。
- ② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- ③ 入札に際しては、競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
- ④ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- ⑤ 工事費内訳書は、入札書の投函時に提出すること。
- ⑥ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

(2) 電子入札対象工事の場合

- ① 入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。
なお、開札に立ち会う者は競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。
- ③ 次に掲げる場合に限り、17の（5）により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。
ア 適正に利用者登録を完了している者のＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間に変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。
イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき
- ④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び9に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）。
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 「簡易な施工計画」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。
- ④ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑦ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑧ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不公開情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑨ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。
ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

11 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。

- （1） 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が法令の規定に違反したとき。
- （3） 入札者が連合して入札したとき。
- （4） 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （5） 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （6） 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- （7） 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- （8） 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- （9） 入札書又は技術資料（様式1号）に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- （10） 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- （11） 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- （12） 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- （13） 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。
- （14） 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他

の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。

- (15) 4(2)アからキに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、その書類に記載が全くない場合または虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (16) 技術資料(様式1号)に記名、押印がない場合。
- (17) 技術資料(様式2号)に提案内容の記載がない場合。または、記載があっても評価項目に対し提案内容が全て異なる場合。

12 虚偽記載があった場合の措置

4に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成12年4月27日長崎県告示第599号)に基づき指名停止となる場合がある。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。
- (2) 落札者決定に反映された技術資料について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。)の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。)の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。)

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) 請負代金額が1千万円未満の工事に係る工期途中における請負代金額の一部支払いについては部分払のみとし、その回数は前項のイを準用する。

16 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の確保

受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、落札者決定に反映された技術資料を満たす施工を行うものとする。「簡易な施工計画」に記載された内容については、工事請負契約書に添付するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が検査を行う。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合及び技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、

工事成績評点から点数を減ずる措置を行う。評価した施工計画が受注者の責により履行されてない場合は、その評価項目1項目につき10点減点する。

また、以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を誓約した場合。

イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を誓約した場合。

さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

(2) その他

ア 技術資料（様式2号）に記載された提案内容については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 技術資料を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 提案された施工計画については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

エ 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

17 その他

(1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。

(3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告2の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

(4) 公告及び本書に定めない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び建設工事執行規則及び長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領の定めるところによる。

(5) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する申請書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して3日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第4号）に8の（2）の③のアに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

総合評価落札方式（標準型・WTO）入札公告共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号。以下「試行要領（標準型）」という。）に規定する総合評価落札方式（標準型）のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約をいう。）について適用する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。
- イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。
- ウ 自主的に結成された共同企業体であること。
- エ 経営の形態は、共同施工方式であること。
- オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。
- カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

 a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

 b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(2) すべての構成員に必要な資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 試行要領（標準型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

 ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

エ 発注工種について、審査申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

オ 審査申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 審査申請書の提出期限の日以前 6 か月から長崎県議会の議決の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 長崎県議会の議決までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参

加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。

ク 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。

a 資本的關係（親会社と子会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。ただし、親会社が長崎県の入札参加資格を有しない場合を除く。）

b 人的關係（一方の会社の役員（監査役を除く。以下「役員」という。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。）

c 複合的關係（前記 a、b が複合して該当する 2 者以上の場合をいう。）

ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。

b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 同一の入札において 2 名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、各構成員 2 名までとする。

(3) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は審査申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格審査申請書（実施要綱様式 第 2 号（その 2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式 1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時に有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

オ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第 3 号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第 4 号）及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

- ア 技術資料総括書（試行要領（標準型） 様式1号）
- イ 施工計画書（試行要領（標準型） 様式2号）
- ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（標準型） 様式3号）
- エ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-1号）
- オ 技術提案書（試行要領（標準型） 様式6号）

※ 参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）により施工しようとする場合には、その旨の意思表示をすること。また、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、その旨の意思表示をすること。

- カ 技術提案の取り扱いに関する事項（試行要領（標準型） 様式7号）
- キ 上記アからカのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

- ア 提出部数は2部とし、うち1部は受付後返却する。
- イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
- ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。
- エ 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。
- オ 審査申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
- カ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- キ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。
- ク 提出期限以降における提出書類等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札方法等

- (1) 入札参加資格者は、競争入札参加資格通知書の写し及び工事費内訳書を表封筒に入れ、入札書及び技術提案入札書を中封筒に入れて郵便書留による郵送により提出すること。（提出期限内必着）
- (2) 技術提案入札書は、入札書に同封すること。ただし、枚数が多い等の理由により同封できない場合は、入札公告に記載している入札等担当部局（入札・契約担当）に問い合わせること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。
- (5) 入札書、技術提案入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。)及び長崎県建設工事総合評価落札方式(標準型) 試行要領運用指針(平成19年1月19日18監第468号)に定める様式によること。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額(営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。)(様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。)を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること。

なお、工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目(スクラップ控除等を除く。)及び一式表示(入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。)を設けないこと(「工事費内訳書取扱要領(平成20年7月9日付け20建企第233号)」で認められているものを除く。))。

- ② 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ③ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ④ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑥ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号)第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。ただし、11の(3)に該当する場合の契約保証金は、11の(3)のアを適用する。

11 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書又は技術提案入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 技術提案入札書の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき。さらに、採否通知で採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出したとき。
- (14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。

- (15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (16) 競争参加資格を有する者が、長崎県議会の議決までにおいて入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

12 低入札価格調査制度について

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としないうちがある。
- (2) 低入札調査基準価格を下回った者に対しては、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 151 号）に基づき履行可能であるかの調査を実施する。さらに、履行確認強化価格を下回った低入札調査対象者に対しては、低入札に係る履行能力確認要領（平成 18 年 4 月 19 日 18 監第 44 号）に基づきさらに詳しい調査を実施する。

調査対象者が、低入札に係る履行能力確認要領第 9 条に規定する履行能力判定基準に該当する場合は、この者の行った入札を無効とする。
- (3) 低入札調査基準価格を下回った価格により契約を締結しようとする者に対しては、次のことを求める。
 - ア 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号。以下「財務規則」という。）第 111 条に定める契約保証金は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
 - イ 財務規則第 62 条第 1 項に定める前払金は、同項の規定にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 を超えない範囲内とする。
 - ウ 代表構成員は、配置予定技術者とは別に、法第 26 条に定める技術者と同等の資格を有する技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。なお、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約となる。
- (2) 落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 虚偽記載があった場合の措置

3 に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号）に基づき指名停止となる場合がある。

16 請負代金の支払条件

- (1) 前払金は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の 10 分の 4（11 の（3）に該当する場合は、10 分の 2）以内の額とする。
- (2) 仮契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、各会計年度出来高予定額の 10 分の 2 以内の額。ただし、中間前払金を含めた前払金の合計額が 10 分の 6（11 の（3）に該当する場合は 10 分の 4）以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合は、各会計年度において 3 回を超えないものとする。

17 契約の解除

落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

18 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の確保

受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、落札者決定に反映された技術提案を満たす施工を行うものとする。技術的所見に記載された内容については、工事請負契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況をについて検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定から点数を減ずる措置を行う。

評価した施工計画、技術提案が請負者の責により履行されてない場合は、その評価項目1項目につき10点減点する。

さらに、技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

ただし、不可抗力等受注者の責によらないで実施できなくなった場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者と協議して決めるものとする。

(2) その他

ア 技術提案で適正と認められた施工方法については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

エ 発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

19 その他

(1) 予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、下請負人との契約の日から30日以内に下請負人報告書(当初)を契約担任者へ提出しなければならない。また、本工事が完成したときは、下請負人報告書(完成)を提出しなければならない。

(3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により契約担任者の承認を受けた場合は変更することができる。

(4) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(5) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情処理検討委員会が、調達手続の停

止等を要請する場合がある。この場合調達手続の停止等があり得る。

- (6) 入札公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年長崎県規則第 77 号）及び長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領の定めるところによる。